

裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が平成30年10月20日に提起した処分庁による利用者負担額（保育料）変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 平成30年9月4日、処分庁は、平成30年9月から平成31年3月までの分の審査請求人が支払うべき保育料（葛飾区施設型給付費、区立保育所保育料等に関する規則（平成10年葛飾区規則第37号。以下「規則」という。）付則第2項に規定する特定保育所支給認定教育・保育保育料をいう。以下同じ。）について、「利用者負担額（保育料）通知書（継続）」（平成30年9月4日付け30葛子保第279号。以下「本件通知書」という。）により、月額2万2,600円と決定し、審査請求人に対し、通知した（以下「本件処分1」という。）。
- 2 平成30年10月11日、処分庁は、平成30年11月から平成31年3月までの分の審査請求人が支払うべき保育料について、「利用者負担額（保育料）通知書（変更）」（平成30年

10月11日付け30葛子保第337号。以下「本件変更通知書」という。)により、月額5,600円と変更する旨決定し、審査請求人に対し、通知した(以下「本件処分2」という。))。

- 3 平成30年10月20日付けで、審査請求人は、本件処分2において、平成30年9月分及び同年10月分の保育料が減額変更されなかったことを不服とし、審査請求を提起した(以下「本件審査請求」という。))。なお、審査庁に審査請求書の提出があったのは同年11月13日であった。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、仕事が忙しかったため、課税証明書を期限までに提出することができなかった。「区民税・都民税特別徴収税額通知書」のコピーでも構わないのであれば初めからそう言ってほしかった。2か月分の保育料は減額しないと言われたが、審査請求人は母子家庭のため高額な保育料を支払うことができない。したがって、平成30年9月分及び同年10月分の保育料の減額変更を求める。

2 処分庁の主張

処分庁が、審査請求人の平成30年9月から平成31年3月までの分の保育料を決定する際、平成30年度分の課税の状況を証する書類の提出がなかったことから、審査請求人の世帯の市町村民税所得割合算額(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。))第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。以下同じ。)を算出できず、審査請求人が規則別表第1のいずれの階層区分に該当するかが判明しなかった。

そこで、処分庁は、平成30年9月4日、規則別表第1備考第3項に基づき、審査請求人の世帯の階層区分を最高階層であるD21階層と決定し、それに基づき保育料を月額2万2,600円と決定し、審査請求人に対し、本件通知書により通知した。審査請求人の世帯の階層区分をD21階層と決定したのは、低い額で決定してしまうと、追って課税の状況を証する書類が提出されなかった場合、本来の保育料が支払われない状態が継続することになり、他の利用者との公平性が確保できないためである。

同年10月4日、審査請求人から、「給与所得等に係る特別区民税・都民税特別徴収税

額通知書」の写しが提出されたことから、処分庁は、これに基づいて、審査請求人の階層区分がD1階層に該当するとして、保育料を変更することとした。そこで、処分庁は、葛飾区保育の実施事務要綱（平成11年7月29日付け11葛児保第453号。以下「要綱」という。）第15条に基づき、変更事由を認定した日の属する月の翌月初日である同年11月1日から変更後の保育料月額5,600円を適用することとし、審査請求人に対し、本件変更通知書により通知した。

以上から、本件処分1及び本件処分2は適正に行われたものであり、違法又は不当な点はない。したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

理 由

1 本件に係る法令等の定め

(1) 規則

ア 保育料の額は、別表第1に定める額とする（付則第2項）。

別表第1（抜粋）

階層区分		3歳未満児の場合		3歳児の場合		4歳以上児の場合	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
		間		間		間	
D1	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割合算額が15,000円以上44,400円	6,700	5,700	5,600	4,800	5,600	4,800

	未満の世帯						
D21	A階層及び B階層を除 き、市町村 民税所得割 合算額が 500,000円以 上の世帯	57,500	48,900	22,600	19,300	18,000	15,300

イ 別表第1の適用に際し、各月初日に在籍する小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分の欄（A階層を除く。）に規定する事項（以下この項において「課税の状況」という。）が判明しないため、各月初日に在籍する小学校就学前子どもの属する世帯が同欄に規定するA階層以外の階層区分（以下この項において「階層区分」という。）のうちいずれの階層区分に該当するかを決定することができないときは、区長が課税の状況を推定し、各月初日に在籍する小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分を決定する（別表第1備考第3項）。

(2) 要綱

ア 保育料の額の変更は、変更事由を認定した日の属する月の翌月初日（認定した日が月の初日である場合は、認定した日）をもって行うものとする。ただし、4月、9月又は保育の実施を開始した月に変更事由を認定した場合は、認定した日の属する月の初日をもって変更する（第15条第1項）。

イ 前記アにかかわらず、区長が特に理由があると認めたときは、この限りでない（同条第3項）。

2 認定した事実

(1) 審査請求人は、平成30年1月1日時点においてA区に居住しており、審査請求人の子B（平成〇年〇月〇日生まれ。以下「子」という。）をA区所在の認可保育所であるCに入所させていた。その後、審査請求人は葛飾区に転居したが、子はその後もCにて継続して保育を受けることとなった。子のように、葛飾区に転入し、葛飾区民として引き続き他自治体の保育施設を利用する場合（広域利用という。）の利用者負担額は、保護者の居住地である葛飾区が定めるとされている（自治体向けFAQ【第16

版】（平成30年3月30日内閣府公表）No. 120答）。

- (2) 保育料は、世帯の市町村民税所得割合算額の額に応じた階層区分ごとに定められる（規則別表第1）。市町村民税所得割合算額とは、特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額（政令第4条第2項第2号）とされ、毎年9月がその切替時期となっている。すなわち、平成30年4月から同年8月までの分は平成29年度分の住民税額、同年9月から平成31年3月までの分は平成30年度分の住民税額を元に保育料が決定される。そして、平成30年9月から平成31年3月までの分の保育料決定にかかる手続については、平成30年1月1日時点で葛飾区に住民登録がない場合、平成30年7月13日までに「住民税決定通知書」又は平成30年1月1日時点で住民登録があった区市町村発行の「住民税課税（非課税）証明書」（以下「税資料」という。）の提出を要するとされ、このことは、葛飾区に転入し、葛飾区民として他自治体の保育施設に引き続き通園する手続を行う者に手渡すことになっている「平成30年度保育施設利用申込案内」（17頁）に記載されている。
- (3) ところが、審査請求人から、期限までに税資料の提出がなかったことから、処分庁は、平成30年9月4日、審査請求人の階層区分をD21階層と決定した上で、平成30年9月から平成31年3月までの分の保育料について、月額2万2,600円と決定する本件処分1を行い、審査請求人に対し、本件通知書により通知した。その際、処分庁は、審査請求人に対し、保育料を暫定的に最高額で決定したこと、正確な保育料を算定するため税資料の提出を要すること等を記載した「利用者負担額（保育料）決定に必要な税資料等の提出について」を同封した。
- (4) 同年10月4日、審査請求人は、処分庁に対し、「給与所得等に係る特別区民税・都民税特別徴収税額通知書」の写しを提出した。
- (5) 同月11日、処分庁は、審査請求人からの「給与所得等に係る特別区民税・都民税特別徴収税額通知書」の提出を受け、審査請求人の階層区分をD1階層と決定した上で、要綱第15条第1項の規定に基づき、変更事由を認定した日の翌月初日である同年11月1日から平成31年3月までの分の保育料について、月額5,600円へと変更する本件処分2を行い、審査請求人に対し、本件変更通知書により通知した。

3 判断

(1) 本件審査請求の争点

審査請求人は、本件処分1において、審査請求人の平成30年9月から平成31年3月までの分の保育料が、最も高い階層区分（D21階層）の金額である月額2万2,600円と決定されたが、本件処分2において、平成30年11月から平成31年3月までの分の保育料はD1階層の金額である5,600円に減額されたものの、平成30年9月分及び同年10月分の保育料については減額変更されず、2万2,600円のままとされたことが違法又は不当であると主張するものと解される。

(2) 本件処分1について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第4項により徴収する保育料の額は、規則付則第2項の規定により規則別表第1に定めるものとされている。さらに、規則別表第1備考第3項によると、課税の状況が判明しないため、いずれの階層区分に該当するかを決定することができないときは、区長が課税の状況を推定し、各月初日に在籍する小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分を決定するとしている。また、「平成30年度保育施設利用申込案内」（17頁）には、住民税が未申告の場合や税資料が不足している場合には、正しい保育料の計算ができないため、暫定的に最高額（D21階層）で保育料を決定すると記載している。

本件処分1は、審査請求人から税資料の提出がなかったことから、また、処分庁は審査請求人の平成30年1月1日現在の居住地が他自治体であり、税状況の照会ができなかったことから、正しい保育料の計算ができないため、暫定的に最高額（階層区分D21）の金額2万2,600円で決定したものである。

このように課税の状況が判明しない場合、実際より低い額で保育料を決定してしまうと、追って課税の状況を証する書類が提出されなかったとき、本来の保育料が支払われない状態が継続することとなり、他の利用者との公平性が確保できない。

このような状況において、審査請求人の課税の状況を推定するに当たり、暫定的に階層区分を最も高い区分と決定し、保育料を決定することが不合理であるとはいえない。よって、本件処分1は、違法又は不当とはいえない。

(3) 本件処分2について

要綱第15条第1項は、保育料の額の変更は、変更事由を認定した日の属する月の翌

月初日（認定した日が月の初日である場合は、認定した日）をもって行うものとする
と定めており、処分庁は、この規定に基づき、審査請求人の保育料について、認定し
た日の翌月初日である平成30年11月1日から審査請求人の本来の階層区分に基づく月
額5,600円に変更するものと決定したものと解される。保育料の決定は行政処分であ
るところ、処分に当たり必要な資料である税資料が利用者から提出されない場合に、
同資料が提出されるまでの間、行政処分がいつまでも不確定な状態になるのは好まし
くない。また、保育料の変更に伴う会計事務が煩雑となることを回避する必要性から
も、要綱第15条第1項の規定が不合理であるとはいえない。

また、同条第3項は、区長が特に理由があると認めたときは、同条第1項の規定は
適用されない旨定めている。審査請求人は、提出期限までに税資料を提出できなかつ
たのは、処分庁が税資料として、「区民税・都民税特別徴収税額通知書」のコピーで
も構わないのであれば最初から言うべきであり、それを言わなかったからであり、こ
れは区長が特に理由があると認めるときに該当するとしている。しかし、処分庁が配
布している「平成30年度保育施設利用申込案内」（17頁）には保育料決定に必要な手
続として「住民税決定通知書」（写し可）の提出について記載されており、本件通知
書に添付して送付された「利用者負担額（保育料）決定に必要な税資料等の提出につ
いて」にも、提出が必要な税資料として「住民税決定通知書」の写しと記載されてい
る。

したがって、本件では、審査請求人の主張する税資料を提出することができなかつ
たのも仕方がないというべき特段の理由は存せず、要綱第15条第3項適用の前提を欠
く。よって、要綱第15条の規定に沿って行われた本件処分2は、違法又は不当とはい
えない。

(4) まとめ

以上からすれば、本件処分1及び本件処分2は違法又は不当とはいえず、審査請求
人の平成30年9月分及び同年10月分の保育料が月額2万2,600円のままとされたこと
も違法又は不当であるとはいえない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律
第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年10月2日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。